

青森県経営安定化サポート資金特別融資【災害枠】 (深浦町が信用保証料を補助します)

経営安定化サポート資金は、取引先企業の倒産、不況、災害などにより、経営の安定に支障を生じている県内中小企業者の資金繰りを支援する特別保証融資制度です。

この制度を活用することにより、急激な売上減少や突発的災害等に直面した時に、当面の運転資金を確保し、資金繰りの安定を図ることが可能となります。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている方を対象としています。

【補助対象者】

- (1) 町税等を滞納していないもの。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないもの。

【補助金の額】

融資の当初契約時に支払った信用保証料（以下「保証料」という。）に、補助率を乗じた額とする。

青森県経営安定化サポート資金特別融資 (災害枠)	3,000万円	県負担を除いた割合
-----------------------------	---------	-----------

【実施期間】

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

（予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し青森県経営安定化サポート資金特別融資を利用することは可能です）

【お問合せ先】

深浦町観光課 電話0173-74-4412（直通）